

第2節 工業化と外資導入政策

はじめに

急増する外国投資

八五年秋の世界的な通貨調整以降、マレーシアは輸出生産拠点の設置等を目的とする日本、台湾などの近接アジア諸国をはじめとして、大量の外国投資の導入に成功した。

表III-8にみるように、八六年から外国投資の流入は年を追って増加率を高めており、投資受入国として先行したタイのインフラストラクチュア不足を主因とする立地難が表面化しはじめた八八年には投資受入額はさらに急上昇し、その勢いはいまだ衰えていない。

近年の対マレーシア投資の特色は、後述するように、投資国として日本、台湾といったアジア諸国の比重が増し、代わって伝統的投資国であった英国など欧米諸国の比重が低下したこと、投資対象業種が資源加工型あるいは労働集約型に加えて機械工業および同部品工業への投資が増大し、工業の多様化が顕著なこと、工場立地先が拡散傾向にあること、などがあげられる。

大幅な外国投資の導入に成功した要因をみると、まず投資国側の要因としては、日本に加えNIE

S諸国が、貿易摩擦の激化、通貨切上げ、労働力不足と労賃上昇など生産上の諸問題に対処するため近隣アジア諸国への外国投資を加速化させたことをあげることができる。

一方、マレーシア側の要因としては、相対的に優良なインフラストラクチュア、豊富な労働力、安定した政治情勢など工業立地上の優位性に加えて、新経済政策（NEP）に伴う諸規制の大幅な緩和措置と、輸出産業育成に重点を置いた投資奨励措置の拡大など、外資導入促進努力があげられる。

工業化の四つの展開過程

マレーシアは、ゴム、スズなど豊富な天然資源の輸出に依存するモノカルチュア経済構造から生ずる経済的不安定要素の軽減に加え、労働力の吸収、所得水準の引上げを目的として工業化の促進を追求してきた。

しかし、マレーシア工業化の展開を歴史的にみると、(イ)一次製品の加工度を上げ付加価値を高めて輸出するいわゆる輸出代替工業、(ロ)消費財の輸入代替工業、(ハ)輸出加工区（自由貿易区）を主とする外資主体の労働集約的輸出工業、そして(ニ)政府主導による輸入代替型重工業が同時に混在して展開されており、時期区分を示す明確な工業化政策は見当たらない。それは、マレーシアの工業開発が、その担い手として民間企業に大きく依存し、政府は民間企業活動の調整とそれに対する社会資本の整備を提供する役割にとどまっていたためである。即ち、政府は経済発展にとって望ましい業種や生産物を定め、これに一定の奨励措置、便宜を供与し、民間企業がこれに応ずるのを待つという誘導的かつ受動的な工業化政策をとるにとどまったのである。

投資認可状況
89年)

(単位：100万リングギット)

1987		1988		1989	
件数	投資額 ¹⁾	件数	投資額 ¹⁾	件数	投資額 ¹⁾
7	29.6	9	9.9	8	14.4
2	4.1	3	5.1	1	13.0
2	11.2	5	3.2	7	6.6
3	3.6	2	5.4	1	0.2
4	15.0	4	131.8	2	0.2
—	—	4	2.5	2	15.0
21	27.8	50	129.9	40	112.5
2	26.5	5	32.2	1	0.8
1	0.8	8	11.3	6	16.8
4	5.6	3	16.0	7	12.9
53	230.8	82	561.1	126	1,061.3
3	2.0	11	23.3	29	78.9
57	134.6	134	172.1	149	267.5
—	—	3	4.5	4	18.3
37	118.5	111	384.3	187	995.6
11	26.1	19	94.8	16	255.6
22	61.3	55	252.6	30	126.8
7	10.0	10	25.6	10	107.8
32	42.9	59	145.3	60	209.5
²⁾	750.4 (43.0)	²⁾	2,010.5 (167.9)	²⁾	3,372.7 (67.8)

拡張投資など再投資額は統計に含まれない。

表III-8 国別外国
(1985～)

	1985		1986 ³⁾	
	件数	投資額 ¹⁾	件数	投資額 ¹⁾
オーストラリア	14	7.3	14	16.3
ベルギー	1	0.2	3	3.1
カナダ	6	1.1	2	0
デンマーク	3	0.6	—	—
フランス	3	2.7	1	8.5
オランダ	—	—	5	180.3
香港	18	18.4	17	27.5
インド	4	0.5	6	16.0
インドネシア	2	5.1	—	—
イタリア	4	4.6	7	5.2
日本	46	81.7	45	58.1
韓国	9	10.4	4	1.6
シンガポール	92	47.2	64	90.0
スイス	2	0.3	5	0.6
台湾	25	14.7	15	5.0
英国	17	10.7	22	19.1
米国	26	36.7	25	17.1
西ドイツ	12	2.6	8	1.4
その他	71	79.9	59	74.8
計	²⁾	324.7	²⁾	524.6
(対前年比) %		(18.0)		(81.6)

(注) 1) 払込投資額のみで貸付金は含まない。

2) ダブルカウントを防ぐため合計は出さない。

3) 1986年以降は、既存の輸出型企業（生産額の80%以上を輸出）による追加・
(出所) MIDA, *Annual Report*, 各年版。

本節では、このような認識にたつて、マレーシア工業化の進展段階を、工業化初期の六〇年代、本格的工業化に入るとともにブミプトラ政策の中に工業化推進の目的が新たに採り入れられた七〇年代、重工業推進期の八〇年代初期、そして八六年以降の輸出工業化と四つの時期に便宜的に分けて、各時期における外資導入が工業化に果たした役割を、外資政策の分析をとおして行なおうとするものである。

1 工業化の始動と外資政策の整備

「第一次マラヤ計画」と創始産業条例

英国の植民地遺制としてのゴム、スズの輸出に基盤を置くモノカルチャア経済構造からの脱却と政治的、社会的国家統一を果たすため、マレーシアは五七年の独立を契機に本格的な工業化に着手した。工業化着手への指針となったのは、五四年に実施された世銀調査団の報告を受けて、五六年十月に完成実施された「第一次マラヤ計画」であった。この五カ年計画では雇用の吸収、適切な生活水準の維持、ゴム、スズなど主要生産物の価格の不安定が国家経済に与える悪影響の防止を基本的目標とされているが、その具体的手段としては、他の一次産品への多様化、増産とともに、新工業創設による産業の多様化が強調された。

この結果、五八年、同国において未開発の産業を発展させるための外国資本を含む新規投資を促進

することを目的として、「創始産業(所得税免除)条例(Pioneer Industries[Relief from Income Tax]Ordinance)」が制定された。

同条例は、商工大臣が承認した一定の資格を有する産業を「創始産業」として指定し、その産業への従事を申請した企業に対し、審査のうえ創始産業証明書を与えることによつて創始生産物の生産開始から二年ないし五年間所得税の免除を与えることを規定している。創始産業として商工大臣に申請できる産業の資格要件とは次の三つである。

(イ)連邦の経済的需要を充たし、かつ連邦の発展のために必要であるが、充分な経済的規模に達していない産業、またはまったく経営されていない産業であること。

(ロ)その産業が将来相当な程度に発展する見通しがあること、または経済的需要を充たすためには現在のとこ設備が不十分であること。

(ハ)その産業が連邦における産業の発展と、確立を助長するために、公益上緊急と認められること。これらの資格要件にみるとおり、この当時同国において期待された工業化の方向は、未開発あるいはまったく新規の輸入代替工業の創設であつた。

創始産業法と新興投資国の参入

同条例は、六三年のマレーシア連邦の成立を受けて、連邦政府と大蔵大臣の権限を強化することによつて、マレーシア全土でさらにいっそうの工業化を促進するという要請のもとに六五年改正され、「創始産業法(Pioneer Industries Act)」となつた。

表III-9 半島部マレーシアの創始産業における外国資本の地位

(単位：100万リングギット，カッコ内%)

	投 資 総 額			
	1968 年 2 月		1968 年 12 月	
日 本	25.37	(11)	78.15	(30)
米 国	75.31	(32)	72.94	(28)
英 国	57.81	(25)	52.10	(20)
香 港	30.71	(13)	} 57.31	(22)
カ ナ ダ	27.79	(12)		
そ の 他	13.89	(7)		
外 資 小 計	230.88	(100)	260.50	(100)
シンガポール	176.02		184.00	
創始産業計	406.90		444.50	

(出所) FIDA, *Malaysia Industrial Digest*, 1st Quarter 1968 ; Bank Negara Malaysia, *Annual Report*, 1968.

主な改正点は、創始産業企業に対する所得税の免除期間を、固定支出限度額と結びつけ、二年から五年としたこと、配当所得に対する免税措置を拡大したことであった。

創始産業を中心とした工業振興政策の下で六〇年代に入ると、独立以前の少数の外国資本(大半が英国)による伝統的産業支配に代わって、米国、日本といった新興投資国が新規工業の設立に向けて投資を活発化させはじめた。特に米国は、五八年という比較的早い時期に投資保証協定を結び、対マレーシア投資の拡大に途をつけた。創始産業法に基づく第一号の認可企業となったのも米国企業(ユニオン・カーバイド社)である。さらに、ベトナム戦争の進展につれて米国政府は六〇年代中から、東南アジアの経済開発に対し高い関心をもちマレーシアに対しても政府援助を拡大した。この結果、市場確保・維持のための輸入代替型工業への外国投資(ミシン、食品、洗剤など)が活発化した。

次いで日本は、戦前にすでに実績のある鉄鉱石、スズ

など天然資源開発投資に加えて、六〇年代には、鉄鋼、精糖など資源利用型投資、消費財分野（電気機械、化学製品、自動車など）への投資を活発化させ、保護関税によって守られた同国市場の確保にのり出した（本書第IV章第2節参照）。

この他、華僑系資本を中心にした香港、マレーシアから分離独立後のシンガポール、英連邦を形成するカナダ、オーストラリア、多国籍企業を輩出したオランダ、西ドイツ、フランスなどが投資を開始し、投資国も多様化しただけでなく投資分野も多様化した。

この結果、六八年末現在の半島部マレーシアの創始産業企業数は、マレーシア企業も含め一四〇企業となり、投資総額は四億四四五〇万リングギットに達した。外国資本の投資総額はそのうち二億六〇五〇万リングギットで、国別投資状況は表III-9のとおり日本をはじめ、米国、英国などが目立っている。

このような順調な工業投資の増大によって半島部マレーシアの製造業における生産額は、六〇年代
央以降毎年一〇%以上の率で伸びた。

2 輸出工業化の開始と外国資本の対応

投資奨励法の制定

輸入代替工業への投資促進に大きな効果を与えた創始産業法に代わり、六八年「投資奨励法（Investment

Incentives Act) が制定された。

投資奨励法の制定は、六五年八月のシンガポールのマレーシア連邦からの分離独立という政治的変化と、同年十二月に発表された「第一次マレーシア計画」を受けて、いつそうの輸出工業化の促進を目的として広範囲の優遇措置を講じたものである。同法の正式の標題 (full title) には「輸出の促進のため、およびそれに付随し、または関連した諸目的のために、税制上の恩典を与えることによって、企業のマレーシアにおける設立、発展を助長する」と明記され、同国の工業化の方向が輸出指向工業の振興であることを明確に示した。

輸出の発展、同国の経済的要請に適する産業を中心に創始産業分野が明示され、これに合致する企業に対して創始企業資格 (pioneer status) を与え、その企業に創始企業証明書の申請を可能とした。認定された創始産業企業 (pioneer enterprise) に対して、二年以上の所得税免除をはじめとする種々の税制上の恩典を与えるとともに、輸出のための諸経費の倍額控除、加速減価償却、輸出控除の特別の輸出奨励措置も盛りこまれた。

地域開発と労働集約産業・輸出産業の重視

さらに工業化に新たな目標がつけ加えられた。即ち地域開発の推進と原材料の積極的活用、優先製品の生産であり、政府指定の開発優先地域に立地する企業、マレーシア産原材料の少なくとも五〇％を利用する企業、優先製品を生産する企業が創始産業に従事する場合、それぞれの条件を満たす企業に対して一年ずつ最高三年まで免税期間が延長されるとした。この結果、免税期間の最大期間は八年

となった。

この他創始産業に該当しない、または創始産業を希望しない企業で商工大臣が認可した企業に対しては、投資税額控除制度が設けられるなど、きめの細かい投資奨励措置が用意された。その後七一年には「第二次マレーシア計画」が発表され、貧困の撲滅と種族間・地域間の富の分配の不正の是正という達成目標が示されたのを受けて、同法は雇用を促進し、かつ地域間格差を是正するために、労働集約産業、地域開発産業の育成を目的とする方向で修正が加えられた。

一方、政府は公共投資の拡大により、工業団地の造成、自由貿易区 (FTZ) の設置など、工業基盤の整備を進めた。特に FTZ の設置は、七一年の「自由貿易区法 (Free Trade Zone Act)」の制定により進められ、ペナン、スランゴール、マラッカ州などに次々と設置されていった。また生産物の八〇%以上を輸出する企業に対する保税工場認定制度 (Licensed Manufacturing Warehouse) がこれに先立つ六七年に設けられ、輸出製品生産に必要な原材料、部品に対する関税が免除されることになった。

以上のような、輸出産業を中心とした七〇年代半までの投資奨励政策の整備状況をまとめると次のようになる。

六八年三月 「投資奨励法」の制定

七一年四月 「自由貿易区法」の制定

同年九月 投資奨励法改正 (労働力活用のための免税措置の導入、電子機器産業への特別奨励措置導入)⁽³⁾

七四年七月 投資奨励法改正 (開発優先指定地域への立地のための免税措置の導入)⁽⁴⁾

一九七〇年代の外資の特徴

こうした投資奨励措置の拡大・投資環境の整備努力に加えて、一次産品の輸出の拡大を基礎にした経済成長の持続、東南アジアでも比較的高い一人当たり所得（七三年、一三八〇リンギット、五六三米ドル）による内需の拡大などによつて外国資本を含む民間投資は順調に拡大した。

七五年末の創始産業の他の奨励措置を受けた企業および非奨励企業すべての操業中の企業の投資分野を表III-10にみると、繊維、食品加工分野に次いで、電機・電子、石油製品、木材加工品、化学品など政府の投資奨励分野への投資が目立っている。特に電機・電子分野は、七一年の特別奨励措置に呼応して進出した米国、

(1975年末、操業中の企業を対象)

3カ国			
第2位		第3位	
	国別シェア(%)		国別シェア(%)
インド	(15.0)	香港	(14.5)
米国	(34.7)	英国	(26.2)
香港	(35.7)	シンガポール	(9.0)
シンガポール	(12.3)	香港	(9.0)
日本	(23.8)	オーストラリア	(10.9)
香港	(19.9)	シンガポール	(17.5)
英国	(20.3)	シンガポール	(10.7)
シンガポール	(14.9)	ノルウェー	(8.5)
日本	(11.8)	英国	(8.8)
日本	(36.6)	オーストラリア	(6.6)
香港	(8.7)	シンガポール	(6.8)
日本	(15.6)	オーストラリア	(8.5)
オランダ	(8.9)	米国	(7.8)
米国	(26.1)	香港	(14.3)
ニュージーランド	(13.0)	シンガポール	(9.4)
西ドイツ	(18.8)	日本	(15.7)
シンガポール	(18.8)	香港	(13.8)

表III-10 外国投資の業種別実態

	外国投資総額* (1,000リンギット)	構成比(%)	上 位	
			第 1 位	国別シェア(%)
食 品 加 工	156,396	(12.3)	シンガポール	(34.3)
飲料・タバコ	46,075	(3.6)	シンガポール	(38.2)
織 維	252,050	(19.8)	日 本	(41.1)
皮 革 製 品	964	(0.1)	シンガポール	(100.0)
木 材 加 工 品	103,365	(8.1)	日 本	(45.0)
紙・印刷・出版	7,812	(0.6)	シンガポール	(43.0)
化 学 品	101,438	(8.0)	英 国	(39.5)
石 油 製 品	111,065	(8.7)	米 国	(68.8)
ゴ ム 製 品	60,865	(4.8)	英 国	(43.0)
プラスチック加工品	10,035	(0.8)	シンガポール	(62.2)
非 金 属	64,853	(5.1)	シンガポール	(47.7)
基 礎 金 属	56,022	(4.4)	日 本	(66.2)
金 属 加 工	52,144	(4.1)	シンガポール	(59.6)
機 械	27,524	(2.1)	日 本	(68.5)
電 機 ・ 電 子	173,031	(13.6)	日 本	(27.1)
輸 送 機 器	20,382	(1.6)	西 ド イ ツ	(15.2)
精 密 機 器	12,984	(1.0)	米 国	(31.6)
そ の 他	15,734	(1.0)	-	
合 計	1,272,739	(100.0)	日 本	(25.7)

(注) *投資額は払込資本金と貸付金の合計。

(出所) FIDA, *Annual Report 1976*, pp.208—213, Table 6 より作成。

日本の輸出用生産が本格化したものである。

国別にみると第一位は日本で全体の二五・七%を占める(三億二七三〇万リンギット)、次いでシンガポール、香港、米国、英国となっており、これら上位五カ国で外国投資総額の八三%を占めている。

この結果、繊維、電機・電子部品、木材加工品など労働集約かつ輸出工業には、日本、香港、シンガポールからの投資が、石油製品、機械類を中心とする重工業分野には、日本、欧米系企業の進出が目立っている。

3 ブミプトラ政策と外国投資の規制

ブミプトラ政策と外資に対するガイドライン

七一年に発表された「第二次マレーシア計画」の中で打ち出されたNEPが実行されていくなかで、外資政策にも徐々にその影響がみられ、早くも七二年ごろから外国企業の出資比率についての規制が行政指導という形で強化されはじめた。即ち第二次マレーシア計画では、マレー人資本(ブミプトラ資本)の充実をはかるため、「今後二十年間(九〇年まで)で商工業部門の株式の三〇%をマレー人が所有することが目標」とされており、そのため既存外国企業の出資比率を五〇%まで引き下げる、新規投資は四九%以下に抑えるという条件を出すとともに、株式を公開した段階でマレー人に一〇%の株式を分配するという行政指導がなされた。

また、種族間の経済格差の是正のため、あらゆる業種および職種においてマレーシア全体の種族別人口構成比率を反映させるように雇用面でも行政指導が強化された。

このような企業の所有・経営、雇用面でのマレー人化(ブミプトラ化)が具体的な形で政府から公表されたのは、七四年二月にラザク首相が行なった「外資に対する政府のガイドライン」であった。

このガイドラインでは、(イ)外国企業または個人による大規模な不動産取得、(ロ)外国企業または個人によるマレーシア法人の議決権の一五%以上を取得しようとする場合、もしくは二つ以上の外国企業

または個人の累積投票権が三〇%以上を超えようとする場合、(イ)外国企業または個人によるマレーシア法人企業の資産ないし各種権利の取得、合併、吸収、(ニ)合併企業協定、技術協力協定その他によつてマレーシア企業法人をコントロールしようとする場合、(ホ)外資、内資を問わずマレーシア企業法人の合併、接収および一〇〇万リンギットを超える資産、権益の取得がなされる場合をガイドラインの適用下に置くとして、特に資産取得、合併、接収について、次のような指針を明らかにした。(イ)マレーシア国民に経営参加の機会を与えるものであること、(ロ)マレーシア国民、特にマレー人に対し、所有権、支配権、所得分配、雇用、輸出増大、製品およびサービスの多様化などに関する機会を提供し、かつ国産原材料の加工促進と品質向上、訓練、研究開発に貢献するものであること。

このガイドライン発表にあつてラザク首相は、同国経済の発展にあつて、外国からの投資の重要性を強調しながらも、プミプトラ政策の推進によるマレーシア社会再編という国家目標に沿つた外国投資を選択的に導入することを明らかにした。このガイドラインの適用を受ける投資案件の申請受理、マレーシア企業法人との調整、外国企業に対する必要な政策と政府に対する勧告を行なうことを主目的として経済企画庁(EPU)の中に外国投資委員会(FIC)が設立された。さらに七五年十一月、連邦工業開

表III-11 1975年発表外資ガイドライン

プロジェクト	市場	原材料	出資比率
輸入代替型	国内	輸入品	原則的に外資を認めず例外的に30% ¹⁾
輸出指向型 ²⁾	海外	輸入品	51~70% (例外的に100%)
輸出指向型 ²⁾	海外	国内再生可能	30~55%
輸出指向型 ²⁾	海外	国内再生不可能	30%以内

(注) 1) 国内の技術が十分に発達していない場合。

2) 製品の80%を輸出する企業。

(出所) FIDA資料。

発行(FIDA)主催のマレーシア投資セミナーにおいて、ハムザ商工大臣は、従来の外国投資に対する行政指導を追認するため、外国資本出資比率を、(イ)販売市場、(ロ)原材料の調達先、(ハ)原材料の再生可能性を重視して、表III-11のような明確な出資比率を規定し、発表した。

このガイドラインは、七五年現在、全法人(全産業)で約五三%を占める外国資本の株式所有比率を減少させるため、製造業部門において、新規に進出する個別企業ごとに、NEPの所有再編目標を達成させようとしたものである。

工業調整法の制定

さらに、七五年五月に制定された「工業調整法(ICA)」は、株主資金(払込済資本金額と準備金の合計)二五万リンギット、常勤従業員二五人以上のすべての製造業企業に対して製造業ライセンスの取得を義務づけることによって、NEPの目標達成を遵守させようとしたものである。七五年に出た実施方針では商工省の承認を得ていない製造業企業に対しては、資本構成、雇用比率、経営・技術面での種族別構成につき、プロトラの参加を示す長期計画をライセンス申請時に提出することを義務づけている。

また、商工省の認可を得ている企業のうち、NEPの実施時期、即ち七二年一月以前に認可された企業は、資本構成について上記と同様の長期計画を提出し、商工省との個別交渉を経て合意された出資比率に従う必要がある。ただし、七二年以降ICAの施行日までの間に認可された企業および製品の八〇%以上を輸出する輸出企業は、現行の資本構成を維持できるが、追加投資、新製品導入を行なうときに限り新規プロジェクトとみなされ、同ガイドラインの適用を受け、最低三〇%のマレー人の

資本参加を義務づけるとした。

政府は「ICAの実施は、プミプトラ化の円滑な実施を目的として、全製造業を商工省の監督下に置くことを意図したものであり、必ずしも外国資本の参入を制限するものではない」と強調した。

しかしNEPの目的である資本の三〇%をマレー人が所有することについて、それまでの行政指導から法に基づいた管理へと転換したことによって、経済ナショナリズムの強化として印象づけられ、外国資本に大きな警戒心を与えることになった。

ICAは七七年三月改正された。改正の骨子は、同法の免除企業を株主資金二五万リンギットから五〇万リンギットに引き上げること、および製造業ライセンス取得のための申請フォームの改定であり、その内容は、(イ)株主資金の構成が従来はマレーシア人と外国人の二本建てであったものをプミプトラ、華人、インド人、その他マレーシア人と細分化し、種族別出資比率を明示させて申請する、(ロ)従来外資の申請と、外国人の雇用許可(work permit)申請は別になされていたが、改正により投資申請時に外国人の雇用についても同時に申請できることにし、出資比率、雇用面における種族構成の再編により大きな配慮が払われるようになった。

以上のように経済のプミプトラ化が進行する中で、七六年七月政府は「第三次マレーシア計画」を発表した。第三次計画は九〇年までのNEPの実施の第二段階にあたり、同計画を推進するための所要総投資目標額は四五億リンギットとされ、その内訳は農業開発、産業社会基盤の整備など公共投資に一八六億リンギット、民間投資二六五億リンギットとなっている。社会再編計画に関しては、特に外国民間投資の役割が強調されており、五カ年で三七億リンギットの流入が見込まれた。

表III-12 1970年代前半における民間投資¹⁾

	1973	1974	1975	1976	1977
申請 (件数)	651	628	471	394	429
認可 (件数)	473	525	461	425	400
払込資本額(100万リンギット)	544.8	759.1	564.5	458.5	357.9
予定雇用者数 (人)	81,510	71,378	36,171	32,265	29,632
奨励別認可件数					
パイオニアステータス	179	166	95	105	98
投資税額控除 ²⁾	—	31	42	76	56
労働力活用型	58	15	13	7	11
優先地域立地型 ²⁾	—	—	10	7	14
その他措置 ²⁾	—	8	13	7	3
奨励なし	236	305	288	223	218
創始産業企業における 外国投資額(100万リンギット)	73.8	162.8	191.6	106.7	133.9

(注) 1) ただしホテル・観光業向けを含んでいる。 2) 1974年から実施。
(出所) FIDA, *Annual Report*, 各年版。

表III-13 創始産業企業への国別外国投資額残高の推移

(単位: 100万リンギット)

	1974	1975	1976	1977	1978
オーストラリア	17.0	20.0	23.3	26.6	30.6
バハマ	17.0	15.0	15.0	17.2	n. a.
カナダ	11.0	8.4	11.0	7.8	8.5
デンマーク	3.0	5.8	5.9	9.8	9.8
オランダ	3.6	6.7	6.7	4.3	4.3
香港	50.6	104.2	105.7	166.3	137.3
インド	6.3	6.6	10.4	10.3	11.3
日本	69.3	148.6	193.4	239.6	224.0
ノルウェー	1.7	7.6	7.6	7.5	7.5
シンガポール	160.3	185.0	188.9	225.8	298.4
スイス	5.6	6.0	6.0	—	9.0
台湾	3.3	3.6	3.6	—	—
英国	91.3	104.9	106.4	123.7	157.6
米国	73.3	106.4	131.3	190.8	189.3
西ドイツ	3.8	4.8	18.6	25.4	28.8
その他共計	526.1	750.2	856.9	1,024.2	1,108.3

(出所) FIDAおよびMIDA, *Annual Report*, 各年版。

七〇年代に入ってから徐々に強化された出資規制をはじめとする経済ナショナリズムの動き、ICAの実施にみるような政府の管理強化に不安感をもった華人系企業を中心とする民間投資意欲の停滞、世界的不況による一次産品輸出不振による経済不況などによって、表III-12にみるように民間投資は七年、七六年と減少した。

しかし、表III-13にみるとおり、創始産業企業に対する外国投資額は、シンガポール、日本、米国、香港などを中心に順調に増大した。外国投資増大の要因としては、世界経済の回復、日本などの投資国における通貨の上昇、労賃の上昇の他、マレーシアの比較的安定した政治状況などをあげることができる。

4 重工業化と外資規制の緩和

マレーシア重工業公社の設立

世界経済の回復に伴い、スズ、原油など鉱業部門の生産増加、工業製品の輸出増大がみられ、ようやく経済成長率も上向きはじめた。

七九年に発表された「第三次マレーシア計画中間報告書」では、同計画の前半期間の実質成長率の目標値（八・四％）を、七六〜七八年には八・七％と目標を上回る成長をとげたことを強調し、マレーシア政府はその後の成長に自信を深めた。

政府は、従来どおり農業部門と地方の低開発地域の開発に公共投資の重点を置く一方で、よりいっそうの工業化の促進と工業化の底辺を広げるため工業技術水準の向上、周辺関連工業の育成を目指した。特筆すべきは、八〇年に政府が新たに資源関連型重工業化を促進するため、政府資本の直接投資によるマレーシア重工業公社（HI-COM）を設立したことである。

重工業化の目的は、労働市場の逼迫のため成長力に限界のみえはじめた労働集約的産業から脱却し、資本・技術集約型工業の育成をはかるとともに、製造業内、および他の生産部門とのリンクを高めることにより、新たな成長力を獲得することであった。八一年から始まった「第四次マレーシア計画」において、重工業の育成がうたわれ、(イ)トレンガヌ沖合の天然ガスを利用する直接還元方式による製鉄所、(ロ)ペラ、パハン州など四地域におけるセメント工場、(ハ)ジョホール州の鋼板工場、(ニ)金属加工工場、(ホ)サラワク州のアルミ精錬工場、(ヘ)軽機械工場の建設が予定され、これら重工業と関連する部品工業、資源輸出处替産業、労働集約的産業の四分野が今後の工業化の四つの柱と定められた。

柔軟な政策運営

このような工業の多様化の実現のためには外国資本の導入は当然不可欠のものであり、内外投資家の投資意欲を後退させてきた「プミプトラ政策」は、華人系資本家の強い反発もあり、現実の成長を重視する方向で柔軟な対応がとられるようになった。

その具体策として、七九年十月にはNEPの目標を履行した企業には、八〇年から八三年の三年間に限り次のような追加的な税制上の恩典を与えるとした。

NEPに基づく、(イ)出資比率ガイドラインを達成した企業(ただし、払込資本額一〇〇万リンギット以上)には法人税を四〇%から三五%に軽減する、(ロ)同じく雇用比率ガイドラインの達成または、販売再編(国内販売の三〇%をブミプトラ系の販売業者を使用する)を達成した企業は五%の開発税を免除する。

このような外資流入促進のための奨励政策の見直しは、八二年から再びマレーシアをおそつた経済停滞(この原因は、世界的同時不況による一次産品輸出の不振と生産コストの上昇、リンギット高、高金利などによる企業の操業率の低下と、それを引き金とした工業製品の輸出不振、内需不振による投資意欲の停滞などがあげられる)による税収減から政府の財政赤字が増大し、その結果として対外借入れ負担が問題化(対外債務)したことから緊縮財政政策を採用せざるを得なくなつたことによつて、より前向きに進められることになつた。

外資規制緩和への動き

資本金のない民間資本に代わつて重工業化を担つてきた政府が財政収支の悪化に直面している以上、NEPの緩和による一定の自由な企業活動を認めることによつて外資主体による工業化を進めざるを得ない。八四年ごろから政府は、外資規制の現実的な運用を機会あるごとに口にしはじめた。⁽⁵⁾八四年半ば、政府はその具体策の第一歩として資本のブミプトラ化にあえて逆行するような外資誘致政策を発表した。それは製品輸出の拡大と、製品の多様化をはかることを目的として、外国企業が、(イ)高度に資本集約的で、(ロ)資源加工型でかつ(ハ)輸出指向型工業に投資する場合、外資比率を最高七〇%まで認めるというものであつた。

また七一年に施行された電子産業に対する特別優遇措置が失効の時期にきており、重要産業となつ

た既存電子企業の引止めが必要となったことを受けて、次のような新規優遇措置も発表した。

(イ) 生産設備の近代化あるいは拡張に対して、最高二五%の投資税額控除を認める、(ロ) 川上あるいは川下部門への拡大化に対し、最高五〇%の投資税額控除を認める、(ハ) 工業後発地域への工場新設に対して創始産業資格を認める、(ニ) 関連高度技術製品部門の多様化を実現する企業には最高五〇%の投資税額控除あるいは創始産業資格を認める。

このような一連の外資誘致(引止め)策は、さらに八五年七月ダイム蔵相による外資出資比率の緩和政策発表へと導かれた。NEP発表後基本的には三〇%と限定されていた外資出資比率は、合弁企業の製品の輸出比率に従って四ランクに分けられ、大幅に緩和された。

即ち、(イ) 製品の八〇%以上を輸出する企業は原則として八〇%まで外資比率を認め、かつFTZ内の企業に限り一〇〇%の外資出資を認める、(ロ) 製品輸出比率が五一年以上八〇%未満の企業の場合は、この比率に対応する範囲で外資の出資が認められる、(ハ) 製品輸出比率が二〇%以上五〇%未満の場合は、外資は五一%を上限として出資が可能、(ニ) 製品の輸出比率が二〇%未満の企業は従来どおり三〇%までの出資しか認めないとした。また、出資比率の緩和は、ハイテク産業(外資出資比率五一%まで)にもあてはめられた。

景気停滞からの脱出、工業の多様化を目的とした以上のような規制緩和措置を好感した外国投資は七七年を底として七八年からようやく回復をみせはじめ、内資による工業投資停滞をカバーした。表III-14にみるように、新規(拡張も含む)投資額(認可ベース)は日本、シンガポール、英国、米国など主要投資国を中心に八二年をピークに上昇した。外資流入分野をみると表III-15のように従来から外資の

第Ⅲ章 工業化の経済的条件

表Ⅲ-14 1980年代前半の国別外国投資額*の推移（認可ベース）

（単位：100万リンギット）

	1979	1980	1981	1982	1983	1984
オーストラリア	9.5	4.0	57.9	62.1	7.7	3.7
香 港	22.8	3.8	35.1	4.9	49.6	9.5
インドネシア	—	—	1.0	28.2	0.2	—
日 本	152.7	32.6	69.1	139.9	37.8	67.3
韓 国	87.5	—	3.5	0.3	1.1	7.4
フィリピン	0.2	—	2.5	27.3	1.1	1.6
シンガポール	24.8	56.8	42.6	9.4	32.2	38.5
タ イ	0.8	0.8	4.3	26.7	2.8	2.8
英 国	117.5	15.7	34.0	80.2	70.2	9.3
米 国	21.7	21.8	47.0	22.9	22.0	21.3
西 ド イ ツ	16.4	11.1	27.6	22.7	5.3	9.2
そ の 他	41.7	101.6	170.7	103.4	99.1	104.8
計	495.6	248.2	495.3	527.6	329.1	275.4

（注）* 払込投資額のみで貸付金は含まない。

（出所）表Ⅲ-8に同じ。

表Ⅲ-15 業種別外国投資額の推移（認可ベース）

（単位：100万リンギット）

	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985
食 品	18.6	49.8	28.8	27.0	4.9	21.8	28.7
織 維	16.2	7.5	26.5	5.3	6.8	17.3	18.8
紙・印刷・出版	0.6	6.6	50.2	0.8	1.0	6.9	21.3
化 学 製 品	6.7	19.5	28.4	301.1	13.7	21.4	11.3
石 油 ・ 石 炭	210.0	1.2	3.8	0.8	54.5	2.5	0.4
ゴ ム 製 品	11.3	20.2	30.0	9.7	12.0	9.8	11.8
非 金 属	91.1	38.7	107.9	13.0	27.5	27.3	57.2
基 礎 金 属	10.1	17.8	34.6	77.3	7.4	26.4	38.1
金 属 加 工	35.6	7.0	18.3	10.3	5.0	22.7	11.8
電 機 ・ 電 子	48.6	50.9	49.9	24.1	43.8	55.8	27.6
輸 送 機 械	5.6	2.0	45.8	5.4	22.0	43.3	56.2
そ の 他	41.2	27.0	71.1	52.8	130.5	20.2	41.7
計	495.6	248.2	495.3	527.6	329.1	275.4	324.9

（出所）表Ⅲ-8に同じ。

有力投資分野であった電機・電子、繊維、木材加工品、ゴム関連産業に加え、新たに非鉄金属部門、輸送機械・同部品、化学、基礎金属と重工業分野へのシフトを強めており、政府の工業政策と合致した動きをみせた。

5 経済成長優先へ外資規制の大幅緩和

投資促進法の制定

一次産品輸出に依存することに起因する経済的不安定性は、八五年の世界不況により再び同国経済をおそった。すでにみたように、政府は八〇年代初の経済停滞に対し、公企業の民営化、プミプトラ政策の弾力的運用、特に輸出工業促進のために思いきった外資の奨励・促進に踏み切った。さらに八五年の経済停滞・財政赤字問題から、これまでの開発支出抑制に加え、経常支出の削減も行なう一方、外国投資活動の活発化による景気回復を目的に外資政策の手直しを次々と進めざるをえなくなった。

八五年十月、政府は製造業、農業、観光業の三分野に関して、六八年投資奨励法に基づく税制上の奨励措置を実情に則し整理し直し、かつ奨励内容を輸出促進、地方への工場立地促進、小規模企業設立促進に向けて拡充することによって民間投資の促進をはかることにした。その結果、六八年投資奨励法は八六年に「投資促進法 (Promotion of Investment Act)」として衣がえすることになり、七〇年代前半に設けられた雇用促進および開発指定地域への投資促進に対する特別奨励、輸出控除、加速減価

償却などの諸措置は廃止された。

八六年に入ると、二月「中・長期工業化マスタープラン（IMP）」、三月「第五次マレーシア計画」が相次いで発表され、両計画の中で工業部門への投資政策に関して、より民間資本の参加を促進するために外資に対する規制緩和と奨励措置の見直しを改めて行なうことが確認された。

その目的は、経済停滞により既存外資企業の中に工場閉鎖（特に米系半導体企業）、一時解雇の増加、工業製品の輸出不振がみられること、過去に投資奨励法下で認可を受けた企業が既得奨励措置を失いつつあることなどの現状から外資企業の引止めを狙うとともに、工業国家としてテークオフするためには規制緩和による市場メカニズムの導入と、適切かつ効果的な外資誘致策を示して積極的に民間投資活動を刺激する必要があつたためである。また、自由化、規制緩和によって、外資の導入を活性化させたNIES諸国、アセアンの中でも規制色の少ないタイの外資政策との調整もあつたといえる。

またIMPあるいは第五次計画の大きな目的は製造業部門を経済成長の主導役（engine for growth）とすることであるが、それには、従来から指摘されてきたマレーシア製造業が抱える病根、即ち、(イ)研究開発（R&D）の不足、(ロ)熟練労働力の不足、(ハ)工業製品輸出競争力を高めるための輸出促進措置の不足、(ニ)周辺産業（サポーターリング・インダストリー）の未発達、などを早急に改善する必要があつた。このため、国家的悲願であつたNEP目標の完全履行については一時的停止もありうるとマハティール首相自らが言明した。

外資出資比率の大幅な規制緩和と政策

この結果、八六年以降、マレーシア政府は規制緩和に向けて次のような新政策を次々と発表した。まず最も注目されたのは、九月末にニューヨークで行なったマハティール首相の出資規制および雇用の緩和措置の発表であった。その内容は、従来製品の八〇%以上を輸出する企業に認めていた一〇〇%外資出資比を五〇%まで下げたこと、国内のFTZ、保税工場への販売(五〇%以上)も輸出とみなしたこと、常勤労働者(一日六時間以上)を三五〇人以上雇用する企業にも輸出比率に無関係に単独出資を認めたことである。また従来雇用の現地化(特にファミプラ化)促進のため比較的厳しく規制されていた外国人に対するワークパーミットの発給を払込資本額二〇〇万米ドル以上の企業には自動的に第一ポストに外国人五人(必要とあればさらに追加が可)の雇用を認めるとした。さらに出資規制緩和策は、八八年にも発表され、国内市場指向型投資に対しても輸出型と同じように八六年十月一日から九〇年十二月三十一日の間に申請した案件に限り最低輸出比率二〇%と五年後に四九%を国内資本にすることを条件に五年間一〇〇%の単独出資を認めるとともに観光業、ホテル業など非製造業分野に対しても、上記と同じ期間の申請案件に限り、同じ条件つきで五年間の単独出資を認めた。

出資規制の大幅な緩和に加えて、さらに税制上の奨励措置の拡大

表III-16 投資税額控除(ITA)のガイドライン

項目	条件	控除率 (%)
輸出	50~80%	15
輸出	80~100%	30
付加価値	最低25%	20
国産化率	最低25%	20
雇用	最低100人	25
立地	工業立地優先地域	5
最大		100

(出所) MIDA資料による。

と、主に華人企業から見直しが迫られていたICAの改正が行なわれた。

税法上の奨励措置の拡大は、八八年十一月の法人税率の引下げ（四〇%から三五%、八九年一月一日より実施。加えて五%の開發税は九〇年から一%ずつ引き下げ、以降段階的に廃止される）と、八九年一月の投資税額控除（investment tax allowance）に関するガイドラインの発表にみられる（表III-16）。

一方、ICAは八五年十二月、ライセンス取得義務対象企業について、株主資金五〇万リンギットから一〇〇万リンギット、常勤従業員数二五人から五〇人に、八七年にはさらに二五〇万リンギット、七五人に引き上げた。

おわりに

マレーシアの外資政策は七一年以降、NEPという大きな枠組みの中で、規制と緩和の振幅の中で展開されてきた。特に、経済停滞、外資および華人資本の動きに合わせ、市場原理に基づいて弾力的に運用されてきたと言える。特に八五年から一年半あまり続いた経済不振を経験したマレーシア政府の外資誘致努力は、国際経済環境変化がプラス要因として働き、日本企業を中心に予想以上の外資を導入し、それが製造業品の輸出へとつながり、大きな成果をあげたと言える。

しかし工業化の進展が早いスピードで進んだことにより、労働力の不足、労賃の上昇、工業用地の入手難など諸問題が発生している。また過度の外資優遇に対し、地場産業界の不満も高まりつつある。

七〇年代初めから外資政策決定の基本的役割を果たしてきたNEPは、経済成長を重視するために、その目標達成を一時的に棚上げされている状態であり、九〇年以降の同国の外資政策の方向を決定づけるものとしてポストNEPの内容に対して高い関心が集まっている。

注 (1) Report on the Economic Development of Malaya.

(2) 一九五四年当時の主要産業における欧米系資本の比重は下表のとおりである。

(3) 一九七三年一月三十一日までに認可を受けた企業に対して認められるものであったが、七三年にはこの期間が同年十二月三十一日までと延長された。

(4) 開発優先地域は、クダト、ブルリス、バハン、克蘭タン、トレンガヌ、マラッカ、サバ、サラワク各州の一部指定地域である。

(5) *Business Times*, 17 May 1984, マハティール首相の談話など。

(6) *Asian Wall Street Journal*, 2 June 1986.

主要産業別の外国民間投資 (1954年)

(単位：100万米ドル、カッコ内%)

	ゴ ム 園	鉱業及び浚渫	商 業	合 計
英 国	331.4(77)	93.2(57)	150.9(37)	575.5(57)
シンガポール	31.4(7)	9.9(6)	108.5(27)	149.8(15)
米 国	14.1(3)	53.4(32)	80.2(20)	147.7(15)
香 港	36.3(9)			36.3(4)
オーストラリア	3.1(1)	8.0(5)	13.6(3)	24.7(2)
スカンジナビア諸国			20.9(5)	20.9(2)
イ ン ド			18.4(4)	18.4(2)
オ ラ ン ダ			8.0(2)	8.0(1)
セ イ ロ ン	7.0(2)			7.0(1)
そ の 他	5.9(1)	0.4	9.0(2)	15.3(1)
合 計	429.2(100)	164.9(100)	409.5(100)	1,003.6(100)

(出所) 外務省アジア局『東南アジアにおける外国民間投資』。